

二級河川浦川水系浦川総合流域防災事業（左岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字井樋ノ内地内まで、右岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字内牟田地内まで）に係る事業認定理由について

平成22年11月5日付けで熊本県から事業認定の申請があった二級河川浦川水系浦川総合流域防災事業（左岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字井樋ノ内地内まで、右岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字内牟田地内まで）について、平成23年3月22日に土地収用法に基づき事業認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由